

「指定通所介護」重要事項説明書

ゆうゆうの里デイサービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第 3373700354 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 幸輝会
- (2)法人所在地 岡山県岡山市中区国府市場985-1
- (3)電話番号 086-275-0220
- (4)代表者氏名 理事長 國富 隆夫
- (5)設立年月 昭和47年 4月 1日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定通所介護事業所・平成13年4月1日指定
- (2)事業所の目的 要介護状態にある高齢者に対して、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な通所介護を提供し、心身の機能の維持、社会的孤立感の解消並びに家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3)事業所の名称 ゆうゆうの里デイサービスセンター
(サテライト事業所)みまさかデイ
- (4)事業所の所在地 岡山県美作市北山401番地
- (5)電話番号 0868-73-6212
- (6)管理者氏名 鷹取 房恵
- (7)運営方針 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることを予防するために、計画的に目標を設定し適切な通所介護を行うものとする。
- (8)開設年月 平成13年 4月 1日
- (9)利用定員 50人(サテライト10人)

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 美作市
- (2)営業日及び営業時間 営業日 :月曜日～金曜日(祝日を含む)
受付時間 :8時30分～17時30分
サービス提供時間:9時50分～16時00分
サテライト :9時50分～17時00分
休業日 :土・日曜日及び12月31日～1月3日
(悪天候の場合及び職員研修により臨時休館させていただくことがあります。)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	配置人数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	9名以上	9名以上
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員(機能訓練指導員兼務)	1名以上	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
介護職員	- 勤務時間8:30～17:30 - 原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をします。
看護職員	勤務時間8:30～17:30 原則として1名の看護職員が勤務します。
生活相談員	勤務時間8:30～17:30 原則として1名の資格所有者が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割～7割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

* 食事

居宅サービス計画において食事の提供が予定されている方に限ります。ただし、食材料費は別途いただきます。当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間は午後12:00～12:45 とします

* 入浴

入浴又は清拭を行います。当事業所では、以下の方法で入浴できます。

一般浴……洗身、洗髪、浴槽の出入りのお手伝いをいたします。

特殊機械浴……寝たきりでも座位がとれる方は、特殊浴槽を使用して入浴する事が出来ます。

* 排泄

ご契約者の状態に合わせた排泄の介助を行います。

* 機能訓練

看護師・介護職員と協同により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

* 送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎をおこないます。

＜サービス利用料金(1回あたり)＞

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。利用料金(介護報酬告示上の額の一割～三割)は別紙1の通りとなります。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

* 食事の提供(食費)

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。1回あたり720円(おやつ代・飲み物代含む)

* レク・トレ費

ご契約者に提供する、レクリエーション、クラブ活動にかかる費用です。

ご希望により30円/日 レクリエーションや趣味活動に参加していただくことができます。

* 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1枚 10円)

(3)利用料金のお支払い方法

1か月ごとに計算しご請求しますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 基本的に初回利用時のみ現金のお支払いが出来ます。

② 金融機関口座からの自動引き落としができます。(月締めの、翌々月 10 日引き落とし)

ご利用可能金融機関:トマト銀行、中国銀行、JA 晴れ国岡山、津山信用金庫、郵便局、その他金融機関

※引き落としに係る手数料は利用者様のご負担となります。

③ 下記指定口座へお振込みください。

トマト銀行 林野支店 普通預金 4755144

社会福祉法人 幸輝会 理事長 國富 隆夫

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

* 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

* 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

* サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応について

利用者の体調急変などの緊急時には、主治医、家族、各関係機関への連絡等、適切な対応をいたしますが、医療機関での手続き等はキーパーソンの方でお願いいたします。

連絡方法については、第一にキーパーソン(最優先連絡先)の方にご連絡を入れます。(連絡がつかない場合には次のキーパーソンの方にご連絡を入れます)キーパーソンの方と協議の上、主治医・医療

機関へ連絡等必要な措置を講じます。キーパーソンの何方ともご連絡がつかない場合は、主治医に連絡し指示を仰ぎますが、キーパーソンの方が医療機関等へ来られない場合は入院手続き等が出来ないため、お一人で待っていただく事になります。キーパーソンの方に変更があった場合は速やかに事業所へご連絡ください。

7. 非常災害時対策及び業務継続計画

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年2回利用者及び従業者の訓練を行います。

また、感染症や非常災害の発生においても、指定通所介護事業の提供を継続的に実施するため、また早期の業務再開を図るために計画を策定し必要な措置を講じます。また必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます

8. 衛生管理等

事業所において感染症の発生予防、また発生した場合、まん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その内容を職員に周知徹底します。
- (2) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

9. サービスを行う上での行動制限について

利用者の認知症症状に伴う様々な行動に対処させていただきますが、暴力的な行為、周囲に危害を加える行動が見受けられる場合、サービス提供に係る関係者、介護支援専門員、ご家族等協議し、利用者の行動を制限もしくは利用を見合わせていただくことがあります。ご利用者様の状況を勘案し都度、各関係者と協議を行いながらより良いサービス提供に変更等必要な措置を講じます。

10. サービスのご利用にあたってご留意いただきたい事項

ご利用者、代理人、その他家族からの次に掲げる行為は禁止させていただきます。

① 職員に対する身体的暴力

【例】身体を叩く、押す、蹴る、掴む、髪を引っ張る 等

② 職員に対する精神的暴力

【例】大きな声や乱暴な言葉で威圧する、尊厳や人格を傷つける言葉を使う(バカ、アホ等)、他の業務や私生活に影響を及ぼす長時間の電話や緊急を要さない休業日・時間外での再三の電話

③ 職員に対するセクシャルハラスメント

【例】性的な嫌がらせ、性的な言葉や声掛け、誘い 等

※ 上記に記した行為は契約書第18条の事業者からの契約解除の要件に該当します

11. 事故発生時の対応について

- (1) 利用時、送迎時に事故発生の場合には、介護者(ご家族)、主治医、各関係機関と連携を取りながら速やかな対応をいたします。
- (2) 利用者の家族、関係する居宅介護支援事業所、市町村に対して速やかに連絡等を行います

す。

- (3) 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとする。
- (4) 施設内外では、安全に関して最善の注意を払っておりますが、介助中以外の転倒、骨折、頭蓋内損傷、外傷等、又は加齢や認知症により、水分や食べ物を飲み込む力が低下しての誤嚥、誤飲、窒息等、脳や心臓の疾患等による急変、急死等については損害賠償の対象外になります。
- (5) 事後対応等で双方の了解が得られない場合についても、法人・施設・事業所は、ご利用者本人と代理人を窓口として対応させていただきます。

12. 守秘義務に関する対策

介護サービスを提供する上で知り得た情報は、医療上、緊急の必要性がある場合、居宅介護支援事業者及び関係機関等に対して、個人及び家族の情報を提示する事があります。

介護サービスの向上のための担当者会議及び適切なサービスを行う上で必要となる情報交換等を除き、正当な理由なく第三者に個人情報漏らすことはありません。

また、退職後に漏らす事はありません。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 有・~~無~~

実 施 日

評価機関

開示状況

14. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - ・虐待防止に関する責任者 鷹取 房恵(管理者)
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口でお受けいたします。

①苦情受付窓口(担当者) 長瀬元気(生活相談員)0868-73-6212

受付時間 月曜日～金曜日 午前8:30～17:30

②苦情解決責任者 鷹取 房恵(管理者)

③第三者委員 菊池 毅(社会福祉法人幸輝会監事)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○ 美作市役所市民保険課

所在地 : 美作市美来1番地

電話番号 : 0868-72-1143

受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:15

○ 岡山県国民健康保険団体連合会(国保連)

所在地 : 岡山市北区桑田町17-5

電話番号 : 086-223-9101

受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:00

* 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接申出することもできます。

* 申し出のあった苦情等については誠意を持って話し合い、

解決できるように配慮いたします。

* ご希望があれば、第三者委員の立会いによる話し合いもできるように配慮いたします。

本事業者で解決できない苦情は、岡山県社会福祉協議会(岡山市北区石関町2-1岡山県総合福祉会館6階・電話 086-226-9400)に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。 受

付時間 月～金曜日 9:30～17:30

令和 年 月 日

指定介護通所介護サービスのご利用に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を受けサービス提供開始に同意いたします。又、通所介護サービスの提供に関し、居宅支援事業所及び関係機関等に対して、個人及び家族情報の提示を行う事に同意いたします。

* 写真の掲示について

施設内、ホームページ上にご自分の写真、デイサービス発行新聞等への使用を理解し同意いたします

☐ 同意する ☐ 同意しない

* 同意を頂けない場合については最善の努力を致します。

岡山県美作市北山401
ゆうゆうの里デイサービスセンター
職 名 生活相談員

職員氏名 長瀬元氣
人見由美子
春名理恵

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____

(本人との続柄:)

別紙1)

(1)基本料金(1日当たり)1割負担の方

	サービス提供時間Ⅱ (4時間～5時間)		サービス提供時間Ⅳ (6時間～7時間)		サービス提供時間Ⅴ (7時間～8時間)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3,880円	388円	5,840円	584円	6,580円	658円
要介護2	4,440円	444円	6,890円	689円	7,770円	777円
要介護3	5,020円	502円	7,960円	796円	9,000円	900円
要介護4	5,600円	560円	9,010円	901円	10,230円	1023円
要介護5	6,170円	617円	1,0080円	1,008円	11,480円	1148円

(1) 基本料金(1日当たり)2割負担の方

	サービス提供時間Ⅱ (4時間～5時間)		サービス提供時間Ⅳ (6時間～7時間)		サービス提供時間Ⅴ (7時間～8時間)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3,860円	776円	5,810円	1,168円	6,550円	1,316円
要介護2	4,420円	888円	6,860円	1,378円	7,730円	1,554円
要介護3	5,000円	1,004円	7,920円	1,592円	8,960円	1,800円
要介護4	5,570円	1,120円	8,970円	1,802円	10,180円	2,046円
要介護5	6,140円	1,234円	1,0030円	2,016円	11,420円	2,296円

(1)基本料金(1日当たり)3割負担の方

	サービス提供時間Ⅱ (4時間～5時間)		サービス提供時間Ⅳ (6時間～7時間)		サービス提供時間Ⅴ (7時間～8時間)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3,860円	1,164円	5,810円	1,752円	6,550円	1,974円
要介護2	4,420円	1,332円	6,860円	2,067円	7,730円	2,331円
要介護3	5,000円	1,506円	7,920円	2,388円	8,960円	2,700円
要介護4	5,570円	1,680円	8,970円	2,703円	10,180円	3,069円
要介護5	6,140円	1,851円	1,0030円	3,024円	11,420円	3,444円

(2)加算料金

サービス提供時間Ⅰ・Ⅱ共通	利用料	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
入浴加算(入浴・清拭した場合)	400円	40円	80円	120円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	560円	56円	112円	168円
サービス提供強化加算Ⅰ	220円	22円	44円	66円
介護職員処遇改善加算		(基本料金+加算)合計に対して9.2%		

* 現在のご利用状況・身体状況により加算は変更になります。